「農業委員会」とは

農業委員会は、昭和26年3月に制定された「農業委員会等に関する法律」によって、従前の農業委員会、農業調整委員会及び農業改良委員会の3委員会を統合して発足した市町村の行政委員会であり、道内の179市町村のうち169市町村で設置され、その数は170委員会(北見市では2委員会)となっています。

農業委員会は、農地法や農業経営基盤強化促進法などに基づく農地の売買や貸借の許可、 農地転用の意見具申のほか、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解 消などの農地利用の最適化に関する活動、農業に関する調査や情報提供などを行っています。

農業委員会の組織と業務

(議決)

- 議決は全て総会。
- 部会の議決は、総会の議決 とみなす。
- 総会は部会に報告を求める ことができる。



(組織)

- 推薦・公募手続きを経て、市町村議会の 同意を得て市町村長が任命。
- 原則として過半は認定農業者。
- 農業者以外の者で、中立な立場で判断を 行う中立委員を1名以上含む。
- 女性・青年を積極的に登用。

所 掌 事 務

法令業務

- 農地法その他の法令によりその権限に属させた農地又は採草放牧地の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律によりその権限に属させた事項
- 土地改良法その他の法令によりその権限 に属させた農地等の交換分合及びこれに付 随する事項
- その他法令によりその権限に属させた事 項

農地利用最適化業務

- 担い手への農地利用集積・集約化に関す る事項
- 遊休農地の発生防止・解消に関する事項
- 新たに農業経営を営もうとする者の参入 の促進に関する事項

任意業務

- 法人化その他農業経営の合理化に関する事項
- 農業一般に関す る調査及び情報提 ##.